

「70歳以上まで働ける企業」は 入札参加資格審査で加点が受けられます

福岡県では、競争入札参加資格審査において、70歳以上まで働ける制度を導入している企業に対し加点しています！

要件

事業主が次に掲げるいずれかの制度を導入し、就業規則により確認できること

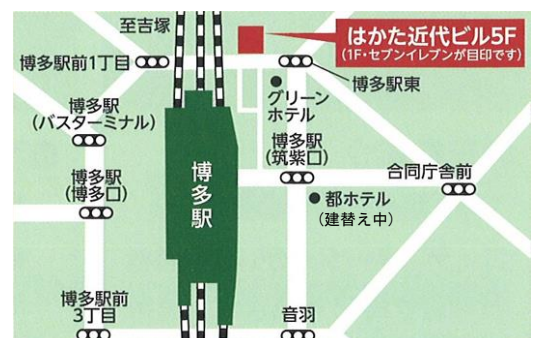
- 1 70歳以上までの定年の引き上げ
- 2 70歳以上までの継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。）
 - ※ 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合を含みます。
 - ※ 原則として、労働者全員が70歳以上まで働けることを就業規則に明記する必要があります。
- 3 定年の定め廃止（就業規則制定当初から定年がない場合を含む。）

手続等

- 1 必要書類（①②の様式はセンターHP (<http://70-f.net>) からダウンロードできます。）
 - ① 地域貢献活動評価申請書（70歳以上まで働ける企業）
 - ② 地域貢献活動評価項目（70歳以上まで働ける企業）確認票
 - ③ 要件を確認できる就業規則の写し（労働基準監督署の受付印のあるもの）
 - ※ 就業規則は、経営事項審査の審査基準日以前に労働基準監督署に届け出ておく必要があります。
 - ※ 継続雇用制度の対象となる基準を労使協定書等で定めている場合は、当該書類の写しも添付してください。
 - ④ 返信用封筒（定形郵便封筒に住所、担当者名を記入し、82円切手を貼付）
- 2 手続き
 - ・ 「1 必要書類」を下記 **提出先** までご提出ください。（持参又は郵送）
 - ・ 要件等を確認後、申請書に福岡県（福祉労働部労働局新雇用開発課）の確認印を押印し返信用封筒により送付します。
 - ・ 県の確認印が押印された「地域貢献活動評価申請書」を経営事項審査の審査時に提出してください。
 - ※ 提出いただいた書類の返却は行いません。
 - ※ 経営事項審査の2週間前までにご提出ください（手続きに2週間程度かかります。）。

提出先

福岡県 70歳現役応援センター 福岡オフィス
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5階
電話（092）432-2512
受付日時：月曜～金曜（祝日、年末年始除く）
9：30～18：00



よくあるご質問

Q 1 現在、当社では70歳以上の従業員はいないので、申請はできないのか？

A 1 「70歳以上まで働ける制度」を導入していれば、現時点で対象者がいなくても申請できます。

Q 2 当社は従業員が5名なので、就業規則を届け出る義務がない。どのように申請したらよいのか？

A 2 従業員10人未満の事業所は、就業規則の届け出義務はありませんが、「70歳以上まで働ける制度」を導入していることを確認する必要がありますので、管轄の労働基準監督署に就業規則を届け出ていただく必要があります。

Q 3 70歳以上までの継続雇用は、条件付き継続雇用でもよいのか？

A 3 基準に具体性及び客観性があれば可。(労使協定書の写しが必要)

Q 4 条件(基準)付き継続雇用の場合、「勤続年数〇年以上の者を対象とする」との条件(基準)を付すことはできるか？

A 4 付すことはできません。

Q 5 条件(基準)付き継続雇用の場合、「資格・免許の保持」を付すことができるか？

A 5 付すことはできません。ただし、定年前から保持している免許で、業務遂行上不可欠な法定免許が失効した場合は、継続雇用の対象外とする条件を付すことはできます。

Q 6 継続雇用制度は、1年契約の嘱託職員としてよいのか？

A 6 雇用形態は問いません。

【競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価制度について】

競争入札参加者の地域での社会貢献活動を評価(※)することで、県が推進する施策への積極的な協力を促すものです。

※ 各項目に対して5点(上限100点)を加点しています。

＜地域貢献活動評価項目＞

障がい者雇用	子育て応援	新規学卒者雇用	70歳以上まで働ける企業
雇用拡大	保護観察対象者等の雇用	防災協定	災害時対応
消防団協力	口蹄疫等防疫支援	飲酒運転撲滅	女性と子どもの安全みまもり
がん検診推進	建設業労働災害防止	エコ事業所	エコアクション21
経営革新	道路愛護活動	河川愛護活動	公正な採用選考
人権・同和問題啓発研修	建設雇用改善	農林漁業応援	女性の活躍推進
児童養護施設等退所者の雇用	県産リサイクル応援	暴力団から離脱した者の雇用	不当要求防止責任者講習の受講

各項目の要件や手続き、様式等のダウンロードについては福岡県ホームページをご覧ください。

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chii_koukenkatsudou2017.html